


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定める厚生労働省令（基準省令）の一部改正を踏まえ、看護小規模多機能型居宅介護の指定について、法人以外に病床付きの診療所を開設している個人を認めること、及び訪問介護員等の要件について、介護職員初任者研修課程を修了した者に限定することを定めるため、条例改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①第3条第3項に看護小規模多機能型居宅介護の指定を受ける場合の要件として、「病床を有する診療所を開設している者」を追加する。</p> <p>②第5条、第46条における訪問介護員等の要件に「介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。」を加える。</p> <p>③第16条、第61条の文言を整理する。</p> <p>(2) 施行日 公布の日。</p> <p>(3) 影響及び効果 条例の内容を基準省令に適合させることにより、指定地域密着型サービスの事業の適正化に資することができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 平成30年第2回市議会定例会に、議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。